

南砺市商店街街路灯電気料金支援事業補助金 実施要項

1 事業の目的

コロナ禍における電気料金の高騰の影響を受ける、街路灯を維持管理する商店街等の団体（以下「団体」という。）を支援し、商店街等の振興を図る。

2 補助対象者

以下のいずれかに該当すること。

- (1) 商店街振興組合又は事業協同組合
- (2) 商店街に店舗を有する事業者で構成する任意の団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適切に行うことができる組織。

3 補助対象経費

街路灯等に要する電気料金で、支払いが補助対象団体の経理を通じて処理されたもの。

4 補助金額等

- (1) 令和2年度(令和2年4月から令和3年3月使用分)と比較した令和4年度(令和4年4月から令和5年3月使用分)の街路灯等に係る電気料(消費税及び地方消費税額相当分を除く。)の増額相当額の2分の1以内の額。
- (2) 補助限度額30千円 ※100円未満の端数については切り捨て

5 補助金交付申請について

受付期間：令和5年7月26日(水)～令和5年10月31日(火)

補助金を受けようとする団体は、補助金交付申請書兼請求書を提出すること。

- (1) 各月の電気料明細書及び領収書等
- (2) 総会資料及び商店街構成員名簿等
- (3) 振込口座の口座名義が分かる通帳の写し(通帳の見開き1ページ)

6 補助金交付決定について

補助金交付申請書の内容が適当であると認められれば、補助金の交付決定を通知します。

7 補助金の交付

交付決定後、補助金を指定口座に振り込みます。

8 その他

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた団体があるときは、当該団体に対し補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとします。
- (2) 本補助金申請は、1団体当たり1回のみとします。

9 問合せ・申請先

○南砺市役所ブランド戦略部 商工企業立地課

〒939-1692 富山県南砺市荒木1550

TEL：0763-23-2018 FAX：0763-52-6349

E-mail shokoka@city.nanto.lg.jp